

2026年5月20日

お客さま各位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

「金地金取引約款(一般取引用)」改定のお知らせ

2026年5月27日より「金地金取引約款(一般取引用)」を一部改定しますのでお知らせいたします。

詳細は下記の新旧対照表をご覧ください。

記

※下線部変更

新	旧
<p>第 17 条(解約) 次に掲げる場合には、本約款に基づく契約はすべて解約されます。</p> <p>(1) 解約のお申出があった場合 (2) 第 20 条による料金の計算期間が満了したときに、保管金地金の残高がない場合 (3) やむを得ない事由により当社が解約を申出た場合</p> <p>2 前項第 1 号または第 3 号の場合において、お客さまが当社に開設された金口座に金地金の保管残高があるときの処理については、お客さまの指示に従い、当該金地金を返還するか、または当社が買取るものとし、お客さまの指示がない場合(お客さまとの連絡がつかない場合を含みます。)は、当社所定の方法により当該金地金を<u>当社が買取るもの</u>とします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 17 条(解約) 次に掲げる場合には、本約款に基づく契約はすべて解約されます。</p> <p>(1) 解約のお申出があった場合 (2) 第 20 条による料金の計算期間が満了したときに、保管金地金の残高がない場合 (3) やむを得ない事由により当社が解約を申出た場合</p> <p>2 前項第 1 号または第 3 号の場合において、お客さまが当社に開設された金口座に金地金の保管残高があるときの処理については、お客さまの指示に従い、当該金地金を返還するか、または当社が買取るものとし、お客さまの指示がない場合は、当社所定の方法により当該金地金を<u>返還するもの</u>とします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 25 条(通知の効力) <u>お客さまのお届出住所</u>あてに、当社によりなされた諸通知が、<u>転居、不在、その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合</u>においては、通常到着すべきときに到着したものと取扱うことができる</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>もの</u>とします。</p> <p>第 <u>26</u> 条(免責事項) (略)</p> <p>第 <u>27</u> 条(約款の変更) (略)</p> <p><u>2026</u> 年 5 月</p> <p>(<u>26.05</u>)</p>	<p>第 <u>25</u> 条(免責事項) (略)</p> <p>第 <u>26</u> 条(約款の変更) (略)</p> <p><u>2019</u> 年 8 月</p> <p>(<u>19.08</u>)</p>
---	---

以上